高齢者虐待防止
身体拘束適正化の為の指針

エバーグリーン七条

身体拘束・虐待防止委員会

エバーグリーン七条　高齢者虐待防止宣言

私たちエバーグリーン七条全職員は全ての入居者に対し、疑いを含めた虐待とされる行為、行動を絶対に行いません。万一、定められたルールに基づいた身体拘束等を除き、虐待行為とされる不適切な対応をする者、場面を発見した時には躊躇することなく、行政所轄部署へ通報することを約束いたします。そしてその通報が職員個人による判断での告発であっても、内容に「虚偽」「過失」がある場合を除き、その通報者が社内的、社会的に不利益となる対応、取り扱いをしない事を宣言いたします。

高齢者「虐待」の通報

旭川市社会福祉部長寿社会課　介護 119 番　　0166-25-9119

※介護 119 番では問題解決の為、各関係機関と連携することがあります。

- 地域包括支援センター
- 社会福祉協議会
- 医療機関
- 各介護サービス事業所
- 市民委員会、町内会、民生委員
- 法テラス　　など

1. 身体拘束その他の行動制限等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束やその他の行動制限（以下「身体拘束」という。）じゃ、入居者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

エバーグリーン七条は、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的、精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体拘束等を原則禁止します。また、身体拘束等の廃止は、入居者尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取り組みであると認識し、これを実現することに努力を続ける者であります。

（１） 身体拘束に該当する行為

身体拘束等の具体的な内容としては、次のような行為が該当すると考える。

ア） 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る行為。

イ） 転落防止を理由に、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る行為。

ウ） 入居者自身の意思でベッドからの移動ができないようにベッド柵（サイドレール）で囲む行為。

エ） 膀胱留置バルーンカテーテル等を抜かないように四肢を紐で縛る、また皮膚等を掻きむしらないように手指機能を制限するミトン型手袋などを着用させる行為。

オ） 車いすや椅子からのずり落ちや立ち上がり行動をさせない目的のＹ字型抑制帯、腰ベルトの利用、車いすテーブルをつけるような行為。

カ） 立位動作機能がある方に対し、その行動を妨げるような椅子などを使用する行為。

キ） 脱衣やオムツ外し等を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる行為。

ク） 行動を落ち着かせるため、他者への迷惑行為を防ぐ為、過剰に向精神薬を用い服用させる行為。

ケ） 入居者自身の意思で開閉できない施錠等により居室等に隔離、幽閉する行為。

（注意）身体拘束に該当する行為とは、本人の身体機能や行動を制限する目的で行われる各種行為であると解されることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない場合があります。身体拘束であるか否か、目的やその状況に応じて慎重かつ適切な判断が求められる事でもあります。

（２） 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

ア） 入居者主体の行動、尊厳ある生活の実現に努める。

イ） 言葉や応答などで入居者の精神的な自由を妨げないように努める。

ウ） 入居者の意向に沿ったサービスを提供。個々に応じた丁寧な対応に努める。

エ） 入居者の自由（身体的、精神的）を安易に妨げず、また選択の自由を奪うことがないように努める。

（３） 緊急やむを得ず身体拘束等を行う３要件

入居者本人または他入居者等の生命又は身体保護を目的とした措置として緊急、やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体拘束等による心身損害（影響）よりも、拘束しないという判断の危険性がより高い場合であり、次の３つの要件をすべて満たす事が必要。その場合にあっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行い、該当入居者本人または身元引受人、ご家族への説明と同意を得て行うこととします。

身体拘束等を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、可能な限り早期に拘束行為を解除するように努力するものとし、その経過を「身体拘束・虐待防止委員会」が記録し、解除および継続判断を行うものとします。

ア） 切迫性
入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ） 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法がないこと。

ウ） 一時性
身体拘束やその他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束および虐待防止のための組織

（１） 虐待防止責任者と専任担当者配置

エバーグリーン七条は身体拘束等の適正化や虐待防止をはかるため、身体拘束・虐待防止委員会を配置します。また身体拘束適正化および虐待防止に関する最高責任者は施設長が担うものとします。

（２） 虐待防止および身体拘束等適正化委員会設置

エバーグリーン七条は虐待防止を目的に対策および身体拘束等の適正化のための対策に取り組む専門委員会として身体拘束・虐待防止委員会を組織、設置します。

（３） 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の構成員

委員会責任者を施設長が担う。委員会は介護職員、看護職員、ケアマネ、生活相談員で構成し、運営は構成員中から任命された「進行議長」が行います。

（４） 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会所管事項

ア） 虐待防止啓発

イ） 虐待確認および監視

ウ） 虐待発生後の検証

エ） 虐待再発防止策検討、施策実行とその後の検証

オ） 身体拘束等について報告するための書式整備

カ） 身体拘束等の事例集計と分析

キ） 身体拘束等の適正化された実施判断と経過記録および解除判断

ク） ア～キ事項の職員周知と徹底

ケ） 虐待防止および身体拘束等の適正化をテーマとした教育研修の開催（技術・知識向上委員会の協力）

コ） 責任者「施設長」指示する事項

（５） 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催

委員会は施設長が必要とし招集する場合または進行議長が定期に開催招集するものとします。定期開催は 3 月（4、6、8、10、12、2 月）に 1 回とします。

※ 感染症による集団感染など、免疫低下や体力の衰えた高齢者の生命保護と職員による施設の持続的サービス提供に資する為に委員招集が困難と責任者が判断する場合、開催中止も含めて適宜柔軟な対応を行うことがあります。

3. 身体拘束等の適正化の為の職員教育に関する方針

身体拘束等の適正化を主題とした職員教育研修を原則、年 2 回以上開催するものとします。研修内容や開催日など、教育研修を担う「技術・知識向上委員会」と協力連携し決定するものとします。

4.　身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従い実施します。

（１）　身体拘束・虐待防止委員会責任者（施設長）への報告

身体拘束等の施行が必要と懸念される事態が発生した場合には施設長へ報告を行い、施設長が身体拘束・虐待防止委員会を招集し、委員会で最終判断と確認を行うものとします。

突発的また対象入居者の生命維持に関わり、他入居者へ危険を及ぼすような緊急性があり身体拘束等を要すると判断される場合で施設長や委員会へ報告ができない時は介護現場において必要な身体拘束等を実施し、実施後直ちに施行に至る経過や判断等について施設長および委員会進行議長へ報告。必要に応じて委員会開催を行うものとします。

（２）　虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による決定

委員会では身体拘束等の施行が必要と思われる入居者の存在有無を開催毎に確認し、これに基づき個別状況による身体拘束等の必要性について審議するものとします。委員会で身体拘束等の必要性が認められた場合には「身体拘束等の方法」「拘束の時間帯および時間」「特記すべき心身状況」「拘束開始および解除予定」を審議、実施内容を確定させる。責任者である施設長へ内容を報告することとします。

委員会にて身体拘束等の必要性なしと判断した場合には、身体拘束等以外での対処方法について介助現場への提案事項を取りまとめて指示指導を行います。

委員会は開催毎に議事録を作成し、5 年間保管。内外から開示要請あるときはこれに応じるものとします。

（３）　入居者本人および家族等への説明

委員会は身体拘束等の適正な施行を必要とした場合、その必要性や実施方法、拘束する時間帯および時間、拘束開始から解除予定等を対象入居者本人および身元引受人、ご家族等へ詳細に説明し、充分に理解いただくよう丁寧に説明を行い、別紙「緊急やむを得ない身体拘束実施同意書」へ署名をいただき、委員会にて保管するものとします。

（４）　身体拘束等の実施

委員会は身体拘束等を施行した際には、「緊急やむを得ない身体拘束等解除に向けての経過観察記録」を用いて、対象入居者の様子、心身状況、やむを得なかった理由および経過、解除判断に至る内容などを記録するものとします。

（５） 身体拘束等の実施事項に対する再検討

「緊急やむを得ない身体拘束等解除に向けての経過観察記録」や介護現場での情報、個人記録などを参考に施行した身体拘束等の処置の早期解除について身体拘束・虐待防止委員会で積極的に検討するものとします。

また、身体拘束等の処置に対する同意期限または解除予定日を超過した拘束処置の継続が必要と委員会が判断した場合には、その旨を責任者である施設長へ報告を行い、加えて「緊急やむを得ない身体拘束実施同意書」を改めて作成し、「緊急やむを得ない身体拘束等解除に向けての経過観察記録」を継続します。

（６） 身体拘束等の解除

施行した身体拘束等の処置が委員会検討、判断した結果において解除される場合には身体拘束等は速やかに解除し、その旨を対象入居者本人および身元引受人、ご家族等へ報告を行うものとする。

5. 当該指針自由閲覧

エバーグリーン七条の本書「身体拘束等の適正化の指針」は、すべての入居者およびご家族等が自由に閲覧することができるように１階ロビー書籍棚へ常備し広く公開いたします。

6. 身体拘束等適正化推進の基本方針

高齢者の人権と尊厳を守るサービス提供をする為、これに関わるすべての職員が身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、身体拘束等、高齢者虐待を起こすことがない、疑われない取り組みをし続けることをエバーグリーン七条の基本方針とします。